

報道各位

新潟市建築部住環境政策課

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく
略式代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき、令和5年6月23日付けで、特定空家等の除却（基礎及び土間を除く）を行うよう公告しましたが、措置の期限である令和5年8月22日までに必要となる措置が行われなかったため、市が略式代執行を行います。

略式代執行の実施にあたり、下記のとおり略式代執行の宣言を行います。

記

○対象となる特定空家等の所在地等及び略式代執行の宣言日時

1. 北区内沼地内特定空家等

所 在：新潟市北区内沼甲 1714-8、1717-2（地番）
構造・規模：木造瓦葺き平屋建て、一部2階建て
延べ面積 約 160 m²（土蔵を除く）
宣言日時：令和5年8月29日（火） 10時30分
当日の作業内容：動産の搬出など（予定）

2. 西蒲区金池地内特定空家等

所 在：新潟市西蒲区金池 3942（地番）
構造・規模：木造瓦葺き2階建て
延べ面積 約 130 m²
宣言日時：令和5年8月29日（火） 14時00分
当日の作業内容：枝木の伐採など（予定）

○取材時の注意事項

- ・略式代執行の宣言は特定空家等の所在地で行います。
- ・腕章等の着用をお願いします。
- ・代執行区域内には立ち入らないでください。
- ・隣接する民有地等に立ち入らないでください。
- ・周辺に駐車場はありません。路上駐車はご遠慮ください。

問い合わせ先
新潟市建築部住環境政策課 渡辺、磯辺
電話：025-226-2806（直通）